

広島市水道局優良建設工事表彰要綱

(令和7年2月3日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、広島市水道局が発注する建設工事において、優れた成績を収めた受注者及び技術者を表彰することにより、意欲の高揚を図り、建設業界の魅力や社会的評価を向上させ、もって将来にわたる建設業界の維持及び発展並びに公共事業の品質確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定）第2条第1項に規定する建設工事及び工事をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、前年度に引渡しを受けた建設工事のうち、優れた成績を収めた受注者及び技術者を対象とする。

(委員会の設置)

第4条 管理者は、被表彰者の審査等のため、広島市水道局優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(被表彰者の決定)

第5条 管理者は、委員会の審査結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の取消し)

第6条 管理者は、被表彰者の決定後、表彰することが不相当である事実が判明したときは、委員会の審査結果に基づき表彰を取消す。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、原則として毎年度1回、管理者が表彰状を授与して行う。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、技術部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。